

■ 「公の施設」の指定管理者が決定しました

令和2年12月議会定例会での議決を受け、「公の施設」について、管理運営を行う指定管理者を次のとおり決定しました。

No.	施設名	指定管理者となる団体の 名称及び所在地	指定期間
1	五泉市交流拠点複合施設	まるっと五泉プロジェクト 東京都新宿区西新宿3丁目2番26号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
2	五泉市ごせん桜アロマ工房	一般社団法人五泉市観光協会 五泉市駅前1丁目5番4号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで